

認定NPO法人

「東三河後見センター会報」 13号

発行日 平成23年1月1日

発行：NPO法人東三河後見センター

TEL (0533)80-2707

FAX (0533)80-2708

市民後見人を着実に根付かせるために



NPO法人東三河後見センター 理事
東三河市民後見検討委員会 委員長
弁護士 齊藤尚

みなさん、あけましておめでとうございます。

旧年中は当センターの活動にご理解とご協力を頂きまして、ありがとうございました。

本年もどうかよろしくお願ひ致します。

さて、本年は、2月からいよいよ当センターが主催する市民後見人養成研修が始まります。そこで、なぜ今、市民後見人（成年後見人、保佐人、補助人を含みます。以下同じ。）なのか、そして、当センターとしてはどうしていくのかということについて少し紙面を頂こうと思います。まず、何と云っても市民後見人が注目された理由としては、後見人の不足が予測されるということがあります。

現在、本来であれば成年後見制度を利用して権利擁護をはかられるべき人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）は全国で300万人とも400万人とも言われていますが、実際に成年後見制度を利用している人は約20万人にとどまっており、成年後見制度の潜在的ニーズは膨大な数に上るのです。この潜在的ニーズが顕在化した場合、とても我々専門職だけではフォローすることができません。新たな成年後見人のなり手として一般市民の熱意ある方をお願いしたいのです。

もともと、市民後見人といえども成年後見人ですから、責任は軽くありません。本人に代わって財産管理をする事にもなりますし、身上監護にも配慮する必要があります。そのため、何の知識もないかたにいきなり成年後見人になって欲しいと頼んでも無理な話でしょう。そこで、東三河地域に市民後見人を根付かせるきっかけになればと思い、養成研修をすることにしました。養成研修では、医師、地方自治体職員、銀行員、司法書士、社会福祉士など様々な分野のプロフェッショナルに講師をお願いしておりますので、成年後見人として必要となる知識を大変わかりやすく習得できると確信しております。ご興味を持たれた方は、是非、事前オリエンテーションにお申込み下さい。

養成研修実習後も、課題はあります。家庭裁判所が市民後見人を成年後見人に選任してくれるのか、市民後見人が担当するに適切な事案とはどんな事案なのか、市民後見人が困惑するような事態が起きたらどうするのか、などです。正直にいいまして、課題のすべてを当センターで解決することは人的・財力的に不可能です。しかし、当センターが自治体や家庭裁判所、専門職団体などに働きかけることによって、これらの課題を解決できるような仕組みを提言し、作っていくことは可能ではないかと思っております。

市民後見人育成の試みはとても大切なことですが、それによって現在の業務が滞ったり、おろそかになったりしてはいけません。ゆっくりと、しかし、着実に新しい歩みを始めていきたいです。

会員の方から「会報に成年後見センターの事例を掲載してほしい」という要望をよくいただきます。守秘義務があるため、どのように事例をお知らせするのか、担当者で悩み検討しました。後見センターが法人後見人等として選任される件数が増加するとともに、事例の本質を変えない程度に内容の削除、追加、修正を適宜おこなった上で、会報でご紹介することも可能となってきました。今回（会報13号）から「後見センターケースファイル」というタイトルで、後見センターとして経験した事例を1つか2つ提供していくことにしました。内容は、事実と異なりますので、予めご了承ください。

兄が行っていた財産管理等を引継ぐため成年後見人に

A子さんは82歳の女性。長く近隣市で一人暮らしで働いていました。70歳頃から体力が無くなり、一人暮らしが不安だったことから、アパートを引き払い、養護老人ホームに入りました。

住所地も養護老人ホームに移動です。10年ほどすると病気がちで床に伏すことが多くなり、認知症も進んできたことから、養護老人ホームから介護保険の療養型病院に移りました。

同時に養護老人ホームは住民票住所地として使えなくなりました。

A子さんは4人きょうだいの3番目で、長男、二男、長女、次女の長女にあたります。長男はすでになくなりましたが、二男が近くに健在で、二男夫婦の住所地に移すことができました。A子さんは金銭管理ができなくなっていたので、預金通帳などを二男が預かり、支払や役所への申請なども行ってくれました。2年後に二男が亡くなり、近くに住む次女B子さんは二男の妻から、管理しているA子さんの預金通帳など引き継いでほしいと何度も言われました。B子さんはA子さんの成年後見開始の審判申立てを行い、A子さんの成年後見人となって預金通帳を預かり病院の支払などを行うようになりました。

成年後見人の活躍で親子が60年ぶりに再会

B子さんは成年後見人に選任されてから、万が一の事態に備えて、A子さんの推定相続人の調査をすることにしました。A子さんは若いときに一度結婚し、一人娘（K子さん）に恵まれたのですが、病気がちだったため、娘が2歳の時追い出されるように離婚、娘は夫側が引き取ったそうです。

K子さんの父親は間もなく再婚し2人の子供ができました。K子さんは父親たちとは別に、敷地内の別棟で祖母と暮らし、特にいじめられたわけではありませんが、別に実の母親がいることを幼いながらもちゃんと知っていたそうです。K子さんは中学を卒業するとすぐに家を出て、自立の道を選びました。実の母とはずっと音信不通でした。B子さんは、隣のA子さんの元夫の家を訪ね、K子さんの住所と電話番号を聞き出すことが出来ました。K子さんは夫婦二人で京都市に住み、子供二人はすでに結婚して家を出ていました。B子さんが電話でA子さんの消息を伝えたところ、K子さんはびっくりして、しばらく声が出なかったそうです。

認知症のA子さんが2歳で別れた娘のことを思い出した(?)

K子さんは母親の消息を伝えてくれたB子さんに感謝し、その後、夫婦で毎週日曜日、片道2時間半掛けて、A子さんが入院している病院に見舞いに来るようになりました。A子さんは最初はK子さんのことを思い出せなかったようですが、毎回、K子さんが大切に持っていた小さな時の自分の写真を見ながら「K子だよ」というよ、「Kちゃん」と笑顔で答えるようになったそうです。

成年後見人の辞任と選任

B子さんはK子さん夫婦と話し合い、A子さんの住所地を亡き長男の住所地からK子さん夫婦の住所に移動するとともに、B子さんはA子さんの後見人を辞任し、K子さんはその後任の後見人として選任されるよう家庭裁判所に申立てを行いました。最近、A子さんきょうだいの長男の遺産分割協議が始まりました。B子さんを含めきょうだい関係は「はんこ代」程度の相続のようですが、A子さんの後見人としてK子さんは本人の権利と利益を守る立場なので、「はんこ代」では裁判所から認められません。A子さんはこの遺産分割協議が終わったら、法定相続分の遺産を相続することになるでしょう。

会員さん紹介

日増に激しくなる母の妄想

有限会社 ワークス・イトー
歯科技工士 伊藤 忍

“泥棒が入った” 始まりはそんな一言だった。日増しに激しくなる母の妄想は、“誰かに盗られた” だった事が、盗っているのは息子の私になり嫁になり最後は孫たちになった。私たちは1年程前から時々あった母の不可解な言動が始まりだと思っていたのだが、母がよく出入りしていた親族に聞くと、私たちが認識するより前から、“何となくおかしいなあ？”と思われる言動があったそうである。“まさかこんな事が”とか“この人はこういう人だから”と思い込み、今までと違った異常な言動を異変として認識したくないという思いや、周りに知らせる事なく家庭内だけで対処したいという状況に無理があったのだと感じた。

高齢化が進む昨今、このような経験をして改めて周りを見回すと、認知症またはその予備軍の多い事にびっくりする程である。患者さんは、病気による妄想を普通に周囲の人に話す。それにより生じた誤解による介護人への批判や中傷は、介護人にとって大きなストレスや苦しみとなる。

そのような苦しみも周りの理解があれば救われることが多い。時として24時間関わる事は行き場のない虚しさから憎しみに変わる瞬間も多い。訳の分からない事を言い続ける母をカッとして罵倒してしまい、いったい自分は何をしているのだと悲しい気持ちで一杯になった。

家族に対して敵対する感情を持っている時には、家庭内でのいかなる抱擁も全く無力で、ONとOFFが一瞬で変わる状況についていくことはかなり難しいことだった。認知症の症状は様々な形で出てくる。家庭内で対応することは難しく、介護自体が自己満足になっていると思う。患者自身の精神的安定を得ることを、家族だけで考えることは、患者にも介護者となる家族にも大きな負担になると痛感した。

今回、家庭が崩壊する前に、ケアマネージャー、包括、東三河後見センターの方々に巡り合うことが出来、良いアドバイスをいただくことで、患者、介護者双方が一定の距離を保ちながら良い方向に進めたことを大変感謝している。

※ お知らせ

11月3日開催の「みんなが学ぼう！ 認知症制度」のDVDが完成しました。ご覧になりたい方は事務局(TEL 0599 80-2707)までご連絡ください。

